

令和2年5月 四万十市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年5月11日(月)午後2時30分～午後3時18分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	井上 靖好	9	山本 官	16	岡崎 誠
4	加用 雅啓	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
5	安藤 久徳	11	伊勢脇精藏	18	福留 宣彦
6	谷崎 容子	12	土居 忠栄	19	畠中 温喜
7	遠地美千代	13	清水 優志		
8	弘田 美和	15	正木 卓夫		

※農地利用最適化推進委員は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、招集せず。

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	2	桑原 宏文	14	新玉 年一

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	東 昭伸
事務局長補佐	渡辺 昌彦	主事	永野 ほのか
係長	柴 秀樹		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番)

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1番)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～3番)

第4号議案 非農地証明書の交付について(1番～5番)

第5号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番)

第6号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番)

第7号議案 令和2年3月総会に係る第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請進達について」の取り消しについて

第8号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1番)(第7号議案関連)

第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番)(同上)

報告事項

その他

7 連絡事項

○事務局

只今から「四万十市農業委員会5月総会」を開会いたします。本日の欠席委員は、議席番号1番 篠田 新生委員、議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号14番 新玉 年一 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第6条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

皆さん、こんにちは。今回も新型コロナウイルス感染予防対策の関係上、推進委員さんが出席を見合わせております。議決権のある農業委員で会議を進めていきたいと思っております。ご協力のほどよろしく申し上げます。なお、私たちの任期もあと1年となりました。頑張っていきたいと思っております。それでは本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは、議席番号15番 正木 卓夫 委員、議席番号16番 岡崎 誠 委員にお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は、2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 鍋島 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦4年、農業技術修学暦2年の55歳の専業農家で、農作業への従事日数は240日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、ハーベスター、運搬車、管理機、生姜洗浄機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約4分の距離となっております。耕作面積は36aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

今事務局から説明のあったとおり双方の地権者にも確認しました。この土地は下田マリーナの所から四万十川に向かった橋を渡って左に折れた竹島川の右岸にある、果樹が植わってました。柿です。狭い土地ですが譲受人は生姜を作っていて頑張っています。何の問題もないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある

方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請進達について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請進達について説明します。議案書は3ページになります。

番号1については、4月24日、副会長、事務局で現地に向かい、地元の桑原委員と申請者立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、墓地を造成するという申請です。申請地は西土佐江川崎で、場所につきましては、方ノ川集会所から東へ300mほどのところにある農地になります。申請地の南側は市道、北・西及び東側は申請人所有の農地であり、近隣農地所有者からは同意を得ております。雨水の排水に関しましては、自然浸透です。申請地は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であり、現地の状況から周辺の農地への影響はないものと考えます。以上により、転用許可申請については適当であると考えます。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。桑原委員欠席のため遠地委員お願いします。

◇議席番号7番 遠地委員(藤ノ川地区担当)

事務局の説明どおりでございまして特に問題はありません。この土地は道路に面してしましてすぐ下が道路で景観を損なわないために、道路に面したところは塀か生垣を作る予定です。現在のお墓が10～15mほどの裏の方の傾斜の急な所ですので、そこから持って降りたいとのことでした。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達について議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。番号1。土地の表示は古津賀二丁目、以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月27日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については高知ダイハツ販売中村店から380メートルほど北西に位置する農地です。申請地の東側と北側は農地であり、所有者から転用の同意を得ています。西側は幅員6mの市道と市道を隔てた反対側は山林で南側は宅地です。また排水に関しては、雑排水は合併浄化槽を経て市道側溝へ排水、また雨水についても市道側溝へ排水する計画となっており、これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでありま。以上です。

続きまして番号2。土地の表示は竹島岡崎山 地番以下、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月27日、会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、30年間の使用貸借権を設定し、農家住宅を建築するものです。場所については四万十市竹島老人憩いの家から、40メートルほど東に位置する農地です。申請地の周囲も貸人所有の土地であり、排水に関しても雑排水は合併浄化槽を経て、既設排水側溝から市道双海線道路側溝へ排水、雨水については自然浸透による計画となっており、これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま。申請地は10haの広がりのないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということでありま。以上です。

続きまして番号3。土地の表示は平野與助作式 地番以下、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月27日、会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの7ページ、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車場及び庭を作るものです。場所については平野集会所から50メートルほど西に位置する農地です。申請地の周囲はすべて宅地あり、譲受人の居宅も隣接地です。また雨水の排水は自然浸透です。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま。申請地は10haの広がりのないその他の農地で、第2種農地にあたり、

第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということでもあります。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号3番 井上委員（東山・下田地区担当）

1番について説明いたします。事務局の説明どおりで現地確認も行いました。何の問題もありませんのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

「2・3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

事務局の説明どおりです。2番は親子の関係です。竹島で梨の大規模経営を行っております。何の問題もないと思います。よろしくをお願いします。3番についても事務局の説明どおりです。転用しても周りには影響のない問題のない案件です。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんが。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 下田 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、4月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人と下田地区担当の畠中委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、

前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。当該地は下田で、下田小学校から北に約350メートルの場所になります。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 敷地 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、4月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と後川地区担当の山本委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの11ページ及び12ページをご覧ください。当該地は敷地で、敷地集会所から北東に約100メートルの場所になります。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 佐岡 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号3につきましては、4月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と東山地区担当の尾崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの13ページ及び14ページをご覧ください。当該地は佐岡で、東山小学校から南に約160メートルの場所になります。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号4。土地の表示は、大字 渡川三丁目 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号4につきましては、4月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と具同地区担当の正木委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの15ページ及び16ページをご覧ください。当該地は渡川三丁目、旧ホームセンターマルニの敷地の一部になります。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号5。土地の表示は、大字 安並 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号5につきましては、4月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と東山地区担当の尾崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの17ページ及び18ページをご覧ください。当該地は安並で、後川橋を渡って国道439号線を北方向に750mほど行った右側にあります、谷合の集落になります。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で、立ち会いの農業委員及び関係者の証言から総合的に見て15年以上経過していると判断出来ますので、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 19 番 島中委員（下田地区担当）

事務局の説明どおりです。本人立会のもとで確認をいたしました。戦中、戦後の食糧難の時にイモ畑として開いたような感じの土地です。現在は急傾斜で雑木林となっており復旧は難しい土地です。問題はありませんのでよろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

「2番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 9 番 山本委員（後川地区担当）

事務局の説明どおりで問題はありません。申請地は宅地への進入路にもなっておりますので農地への復元は不可能と思われまます。よろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

「3・5番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

佐岡と安並エビタの分を一緒に報告させていただきます。4月27日事務局、農業委員、申請代理人と現地確認を行いました。場所については事務局発表のとおりです。申請の土地については写真のように佐岡ですが、40年前ぐらいに家が建ち前は庭、駐車場になって現在に至っています。安並については昭和初期以前から通路として使用され現在に至っているようです。農地としてこの先復元困難と思われまますので問題はありません。よろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

「4番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

場所は四万十川赤鉄橋西側の店舗でマルニがあったところです。ここを改装してまた店舗にするようです。店舗の敷地内ということで宅地となっており農地への復元は困難と思われまますので非農地は適当と考えまます。よろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~



◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案。それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は6ページ、農用地利用集積計画書（案）は7ページになります。この案件は、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。それでは1番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は5名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの19ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。期間は令和2年5月11日から令和17年5月10日までの15年間となっております。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号4番 加用委員（八束地区担当）

1番について説明します。借受人ですが現在鍋島で農業研修を受けている方でして、問題ないと思われそうですのでよろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～



◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第6号議案の農用地利用配分計画案について説明いたします。議案書は、8ページになります。本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。それでは、議案書の9ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。右側の貸付先ですが、四万十市山路の青年就農者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの19ページ及び前のスクリーンをご覧ください。今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書10ページをご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号4番 加用委員（八束地区担当）

事務局の説明どおりで先ほども説明しましたが、借受人は鍋島で農業研修中の方です。問題ありません。よろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～



◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第7号議案 令和2年3月総会に係る第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請進達について」の取り消しについて議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第7号議案。令和2年3月総会に係る第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請進達について」の取り消しで議案書は11ページです。議案書記載の農地法第5条申請はさる3月総会にて第2号議案 番号2で審議のうえ使用貸借契約設定及び宅地への転用の承認を経て、県へ進達していたものですが、その後、5条申請書記載の申請地に売買・貸借を伴わない土地が含まれていることが判明しました。については本総会で当該議決事項の「取り消し」を行い、併せて県への意見書の取り下げをするものです。事務局として、申請時には道路閲覧システム等で十分確認し、今後このようなことが無いよう十分注意いたします。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第7号議案「令和2年3月総会に係る第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請進達について」の取り消しにつきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、第7号議案「令和2年3月総会に係る第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請進達について」の取り消しにつきまして、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第8号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について（第7号議案関連）議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第8号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は12ページになります。続きまして番号1。土地の表示は楠島サキ本、地番以下、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月27日、会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と申請代理人立会いのもと



現地確認を行いました。お手元のタブレットの20ページ、21ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この申請は第7号議案で説明しましたように3月総会にて申請者と子が使用貸借契約を設定し、宅地への5条転用申請が出され総会で承認、県へ進達していましたが、転用の申請地の一部が既に申請者の住宅の敷地になっていることが判明し、この度、改めて始末書付きで住宅の敷地となっている部分の農地法第4条申請を行うものです。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

◆議長（福留会長）

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

ただ今の事務局の説明どおりで問題ありません。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第8号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、これを適当と認め、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（第7号議案関連）議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第9号議案農地法第5条の規定による許可申請進達について説明します。議案書は13ページになります。番号1。土地の表示は楠島サキ本、以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月27日、会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの22ページ、23ページ及び前のスクリーンをご覧ください。第8号議案とも関連しますが、この申請はさる3月総会にて承認、進達していた農地法第5条申請と同じ内容のものです。転用



の申請地の一部が既に申請者の住宅の敷地になっていることが判明し、前回の5条申請の転用面積を4条での転用申請面積とこの5条転用申請面積とに実測のうえ、分けましたので改めて申請のあったものです。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

◆議長（福留会長）

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

この部分についても4条と同じ場所でございます。3月総会で承認進達をしていた5条申請と同じ内容のものですが、転用の申請地の一部が既に親の宅地となっていたため前回の5条申請転用面積を4条とこの実測の上5条に分けましたのであらためて申請があったものです。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、これを適当と認め、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。

○事務局

【事務局報告事項】

前月の総会で質問があり、回答を持ち越していた件ですが、質問内容は「太陽光発電設備に関する転用申請において、地元住民に周知されず事業が行われるが、農業委員会としての考え方は」との質問だったと思います。県に確認したところ農地法上、農業委員会が業者に対し、地元住民に周知をさせなければならないという法律上の規定はないとのこと。（本来は被害防除計画書であるが隣地の農地所有者からの転用の同意があれば足りる）あくまでも業者側においてスムーズな事業計画の実行やトラブル等を未然に防ぐためなど、業者側にて行うことであるとの返事でありました。なお高知県内に太陽光発電設備を設置する場合、高知県新エネルギー推進課において「太陽光発電施設・設置・運営等に関するガイドライン」を定めており、この中で「法令等に



より地域との合意形成が求められていない場合であっても、工事の着手前に地元の関係者に対し、事業内容を説明・協議し地域との合意を得た上で事業を進めるようにしてください。」と明記されており、遵守が求められています。ただ、このガイドラインの対象が固定価格買取制度の出力 50 キロワット以上であり、3 月総会審議分を確認すると出力 49.5 キロワットとの記載があり、ガイドラインの対象外となっています。またそのまま読みますと、「工事の着手前云々」とあり、これでは住民が知りうるのが時期的に遅い感もあると思います。今後、太陽光発電設備に関する転用申請があった場合、窓口で受付する際に周辺住民に対しての周知状況を確認するようにしたいと思います。

◆議長（福留会長）

その他ございませんか。

～～～ 意見なし ～～～

他に無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 5 月 11 日

議長 福留宣彦

署名委員 正木 卓夫

署名委員 岡崎 誠